

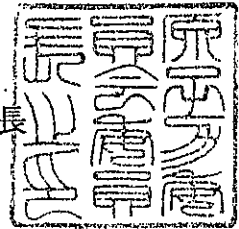


府政科技第1136号

平成29年12月26日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
の原子炉設置変更許可（NSRR原子炉施設等の変更）につ
いて（答申）

平成29年12月6日付け原規規発第1712065号をもって意見照会のあった
標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」
という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の
基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置
変更許可申請書（NSRR原子炉施設等の変更）の核原料物質、核燃料物
質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の
基準の適用について

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用目的（主として原子炉の工学的安全性研究及び教育訓練）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の組織に再処理を委託又は引取りを依頼して引き渡すこととし、引き渡しまでの間は当該原子炉施設において貯蔵する方針としていること

等の諸点については、その妥当性を確認したこと、加えて我が国ではNSRRも対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。